

# セーフティネット保証 4号認定の申請について（4号－1）

## 【本案内の概要】

- ・ 本案内は、セーフティネット保証 4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）の認定申請に係るものです。
- ・ 指定を受けた地域で事業を営んでいる場合に使用する様式です。

## 【認定の要件】

- ・ 売上高等が認定基準を満たしていること。
- ・ 申請者の本店所在地（個人事業主の場合は主たる事務所）が酒々井町内にあること。
- ・ 災害等が発生した後の最近1か月の売上高等が、前年同月と比較して20%以上減少していること。
- ・ 上記の「最近1か月」の後2か月を含む計3か月の売上高等が、前年同期の売上高等と比較し20%以上減少することが見込まれること。

## 【売上高の確認・必要書類】

- ・ 売上高確認のため、本申請書と共に下記必要書類をご提出ください。

○：必須、△：該当者のみ、各1通

| No. | 法人 | 個人 |                                          |
|-----|----|----|------------------------------------------|
| 1   | ○  | ○  | 認定申請書                                    |
| 2   | ○  | ○  | 認定申請書の確認シート                              |
| 3   | ○  |    | 履歴事項全部証明書の写し（申請日から3か月以内に発行されたもの）         |
| 4   |    | ○  | 確定申告書の写し（最新のもの1期分）                       |
| 5   | ○  | ○  | 月ごとの売上高が分かる書類（例：月次決算書、損益計算表、売上台帳）        |
| 6   | △  | △  | 営業許可証（許認可が必要な事業を営む場合）                    |
| 7   | △  | △  | 委任状                                      |
| 8   | △  | △  | 事業実態が酒々井町内にあることが確認できる書類（上記書類にて確認ができない場合） |

## 【留意事項】

- ・ 認定申請書には実印を押してください。
- ・ 認定書の有効期間は発行日より30日間です。有効期間内に金融機関又は信用保証機関に対して、経営安定保証関連の申込みを行うことが必要です。
- ・ 申請にあたっては、営む事業が全て指定業種に属する事が疎明できる書類等（例：取り扱う製品やサービス等をまとめた書類・許認可証）や、売上原価及び売上高が分かる書類等（例：試算表・売上台帳・仕入帳）の提出が必要です。
- ・ 金額は原則として円単位でご記入ください。疎明資料が千円単位で作成されている場合に限り、同様に表記することができます。
- ・ %は小数点第2位を切捨て、小数点第1位まで記入してください。

認定申請先：酒々井町経済環境課 商工振興班

令和8年10月1日以降は、環境商工課 商工観光班まで

電話：043-382-2339（8:30～17:00 祝休日除く）



